

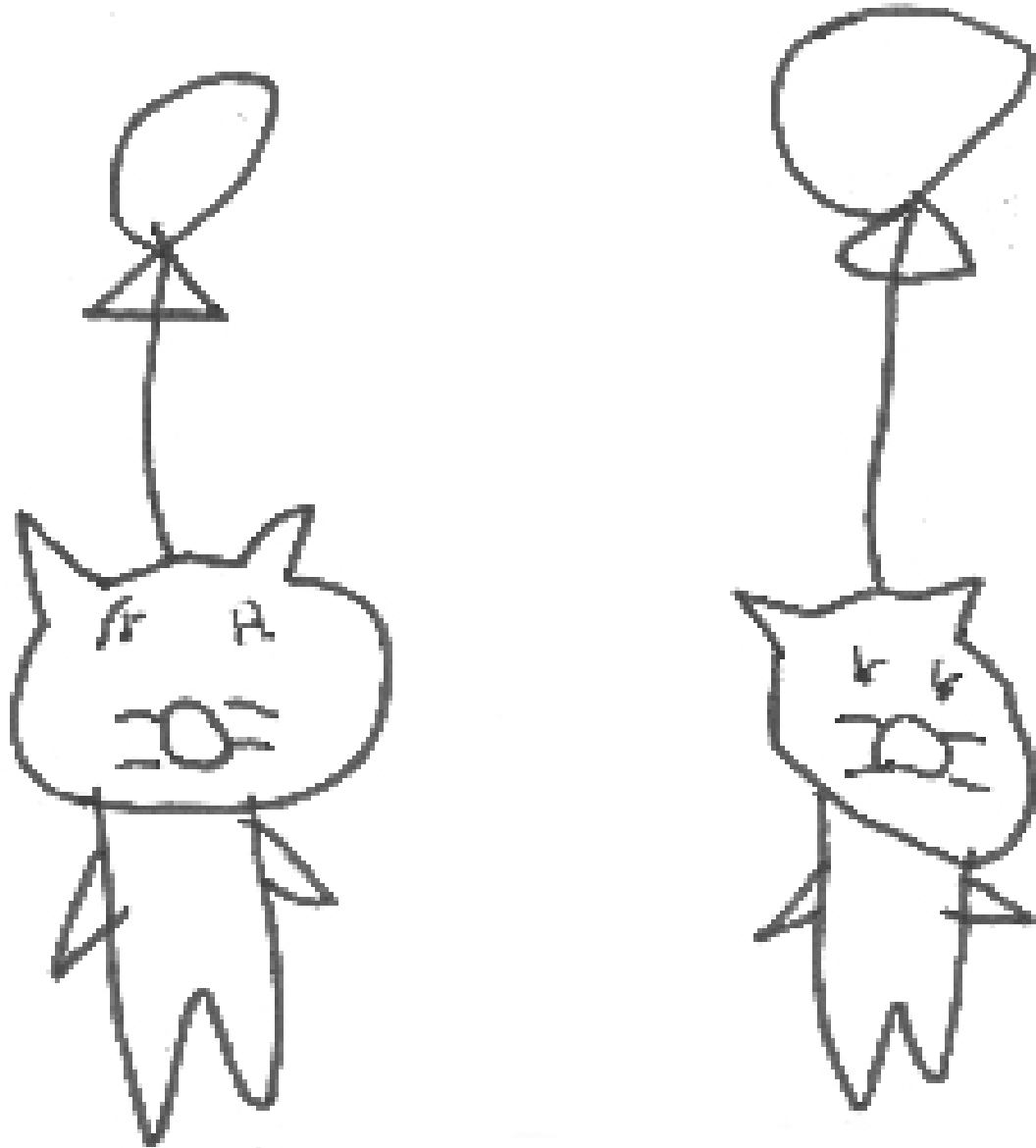
編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」



題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)

もくじ

- とくしゅう けっかくじょうこう けんぼういはん
特集：「欠格条項」は憲法違反-2
- わたし じりつせいかつ つじもと いくこ
リレーエッセイ：私の自立生活-辻本伊公子-4
- ぶんしよ ばくろ どんよく いしづかなおと
パナマ文書で暴露された貪欲-石塚直人-5
- ちいき まな はたら とも い きたもとまさゆき
地域で学び働き、共に生きる-北本将幸-7



くまもとじしん ひさい つつし みま もう あ
熊本地震で被災されたみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

ねこ2シスター

絵：こうちゃん (奏海の杜)

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

「この時代には泥棒になるか、あるいはそれ以外の道はあるか」をテーマに戯曲を書いた。「泥棒」は戦争に通じていて、海賊としての藤原純友に象徴される。「乞食」は無為無策を意味して、賽の河原早発という男がその意匠である。泥棒が開き直れば「強盗」となる。2012年12月に再び政権の座に就いた安倍・自民党が「押し込み強盗」なら、まんまと政権交代劇を終焉させた野田・民主党は「引き込み強盗」であろう。その結果、安倍政権はいま、民衆の災難と不幸に乗じて国民統合をさらに強化し、虎視眈々と戦争国家への次なるステップを画策する「火事場泥棒」と化している。

熊本地震の報に接して、魯迅『阿Q正伝』と花田清輝『泥棒論語』を思いだした。清から中華民国へ変わる辛亥革命の時代、中国のある小さな村に暮らす本名すらわからない阿Qというその日暮らしの日雇いの男を、魯迅は無知蒙昧な愚民の典型として描きながら、当時の中国民衆の無知と無自覚を痛烈に告発した。花田は

なのに、我々庶民の「阿Q」たる様や「乞食」的的日常は厳然として変わらない。▲1995年から21年、日本中どの地方・地域でも被災地となる可能性の中で私たちは生きていくという事実を、今一度人倫の礎とせよ！ (バギ)

※「乞食」の語は、敢えてそのまま用いました。

おおさかちさい
大阪地裁
だい かい
第3回
こうとうべんろん
口頭弁論

すいたし ふくしょく しおたかすひと
吹田市への復職求める塩田和人さん

しょう しやけんりじょうやく はん
障がい者権利条約に反する
けっかくじょうこう けんぼういはん
「欠格条項」は憲法違反です



▲挨拶する塩田さん(中央)と弁護団(左右)

塩田和人さんは、吹田市の公務員として約6年間にわたって働いてきたのですが、2011年に成年後見制度の「保佐開始審判」を受けたことにより、公務員として働く資格がない(地方公務員法の欠格条項に当たる)として、働く権利を奪われました。塩田さんは、この吹田市の行為について、憲法の平等原則や働く権利を侵害するものであり、憲法違反であるとして、

吹田市を被告に裁判で戦っています。4月11日、第3回口頭弁論が大阪地方裁判所で行われました。口頭弁論は、事前に提出された書面のやりとりと日程調整であったという間に終了しましたが、双方の主張が出てきたので、次回は弁論の準備(論点整理、5月)が行なわれます。口頭弁論後に行われた支援集会(弁護士会館)と合わせて、報告します。(編集部)

昨年7月の提訴後、3回の口頭弁論が行われました。第2回口頭弁論(昨年12月)では、被告側吹田市側が「塩田さんは臨時職員という立場で働いていただけ」と主張しました。臨時職員である以上、期間が満了したら働く権利はない、という主張です。これに対して、今回の口頭弁論において、原告弁護団は、被告が塩田さんの地位として主張する「臨時職員」は形式に過ぎず、実質的

には、期間の定めのない職員として働いていたという反論の文書を提出しました。塩田さんは、2006年6月1日から吹田市で就労してきました。総務部人事課職員厚生会に配属され、同じ部署で、やりがいをもって仕事に励んできました。無遅刻無欠勤で、有給も余らせるほどでした。

つまり、06、12年の6年間継続して働き続けたことは、臨時的な雇用ではなく、常用雇用であったことを意味します。こうしたことから弁護団は、塩田さんが「臨時職員」ではなく、「期間の定めのない職員」という地位にあったと主張

「期間の定めのない雇用か? 臨時職員か?」 今回の裁判では、塩田さんが期間の定めのない雇用なのか? 臨時職員なのか?、その「地位」が大きな争点となります。地方公務員法で「臨時職員」とは、6カ月間を限度とし、例外的に1年まで延長できると定められています。しかし塩田さんは、06年6月の初任用(雇用開始)から6年間任用され、失職前の任用の目的は、「知的障がい者の雇用を確立するためのサポート体制を見極めるため」というものでした。障害者雇用促進法は、地方

賠償請求(国家賠償請求)です。裁判のもう一つの柱は、損害賠償請求(国家賠償請求)です。

「期間の定めのない職員」として働いていたという反論の文書を提出しました。塩田さんは、2006年6月1日から吹田市で就労してきました。総務部人事課職員厚生会に配属され、同じ部署で、やりがいをもって仕事に励んできました。無遅刻無欠勤で、有給も余らせるほどでした。

期間の定めのない雇用か? 臨時職員か?

解雇されると知っていたら成年後見制度を利用したくなかったと塩田さんは言います。塩田さんは、吹田市の数々の行為によって精神的にも傷ついたので、その慰謝料を求めています。これに対して吹田市は、「6カ月間の臨時雇用なので、再雇用しなかったことに違法性はない」と主張しています。で、真っ向から対立しています。これらの争点が複雑化しているため、5月19日 弁護団・

公共団体に積極的に障がい者を雇うことを求めており、障がい故に労働市場から排除される障がい者に対する積極的差別是正措置(アフターマティブアクション)に位置づけられます。割当雇用される障がい者「職員」は、「常時勤務」の地位が法律上の要件とされており、その範囲は、期間の定めなく勤務している全ての職員(期間が1年以上の者を含む)とされています。つまり塩田さんの任用は、臨時的な業務ではなく、雇用

促進法にもとづき、「障がい者が安定的に働くための条件整備のため」だったことは明らかです。仮に、06年6月の初任用は「期間の定めのない職員」だったとしても、その後、何回も雇用が更新されたことについて吹田市はどのように説明するのでしょうか。実際塩田さんは、「ずっと働ける」と思っていましたし、更新を繰り返した吹田市側も継続雇用を考えていたと考えられます。そうであれば、「臨時雇用」は形式であり、実態は「期間の定めのない雇用」です。塩田さんは、欠格条項を理由に「免職」されたのです。弁護団は、こうした塩田

さんの免職は、雇用促進法に基づく「常時勤務する職員」たる立場にあることを無視した処分であると主張しています。また、仮に期間の定めのある職員であ

雇用継続のための努力 怠った吹田市

また吹田市は、成年後見制度の利用に率先して協力したのですが、裁判では、制度利用を勧めたのは塩田さんの支援者であり、吹田市は「一部協力しただけ」と主張しています。塩田さんが、権利擁護制度た

あったとしても再任用されるべき地位にあったので、任用拒絶には合理的な理由がなく違法・無効であると主張しています。

れをもとに3月22日に大阪家庭裁判所に保佐開始の審判申立。5月11日に被保佐人となること

せんでした。やむなく支援者は、塩田さんの雇用を守るために「被保佐人」という欠格条項該当

「被保佐人になったので次期の更新ができない」と突然通告。実際に当時の任用期間満了日

後見制度のうち、一番程度の軽い「被補助人」へ切り替えること

更新を拒絶しました。塩田さんと支援者が、継続雇用を求めて

たらないからです。そうして、大阪家庭裁判所の認定も得るこ

も、吹田市は、「地方公務員法の欠格条項に抵触するから更新

とができます。吹田市が雇用打ち切りを決めた理由は、「被保佐人になっ

できない。それが全て」と言い放ち、塩田さんの復職を認めま

た。吹田市は、本年4月から「障害者に対する配慮を促進し

たことが全て」だったわけですから、「被補助人」になった

雇用を打ち切りました。裁判での吹田市の主張は「臨時職員として6カ月の約束だったから

現代憲法の原則に反する「欠格条項」

成年後見制度の趣旨からも逸脱

3月5日、「塩田さんの復職を求め欠格条項の違憲性を問う」講演・シンポジウムが行われ

泰山義雄さん（北摂地域ユニオンの）、西嶋愛子さん（はあてー

ら、パネルディスカッションを行いました。

訴訟の意義を問うもので、竹中勲同志社大学法科大学院教授

「被保佐人」になったことを基準として一律的類型的画一的

に処遇のあり方を決める手段を意味し、「個別的判定に基づ



基調講演する竹中教授

制度が設けられた趣旨に反している、としたうえで、「憲法の基本に帰れば帰るほど問題のある規定である」と締めくくりました。

第2部のシンポジウムでは、登壇者それぞれが塩田さんとの関わりを紹介しながら、この裁判の意義について語りまし

た。最後に東弁護士が、①裁判と支援運動が一体となって、はじめて社会を動かすことができ

ること、②支援体制を全国に広げることを確認してシンポジウ

明石市では、本年4月から「障害者に対する配慮を促進し

た。吹田市の障がい者施策、特別な今回の条例制定は、吹田市の不作為の誤りを立証する大きな論拠となります。

また、成年後見利用促進法は、欠格条項の見直しを求めています。塩田さんの再任用拒否の理由とされた公務員法の「欠格条項」も見直しを迫られています。塩田さんの裁判はまだまだ続きますが、裁判の進行に関わりなく、公務員法の欠格条項は改廃されるべきです。

次回の第4回頭論は、7月4日(月)14:00に決まりました。いよいよ本格的な論戦が始まります。裁判傍聴と支援を呼びかけます。